

第三十一号議案

江戸川区営住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区営住宅条例の一部を改正する条例

江戸川区営住宅条例（平成十四年三月江戸川区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「区職員」を「江戸川区職員（以下「区職員」という。）」に改める。

第十条第一項第一号中「資格を有する連帯保証人の連署する」を削り、同号ただし書を削る。

第十三条第一項中「減額」を「減額し、」に改める。

第三十六条第三項中「年五パーセントの割合」を「請求の日における法定利率」に改める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（説明）

民法（明治二十九年法律第八十九号）の改正を踏まえ、連帯保証人に係る規定を削除するとともに、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の改正に伴

い、不正の行為により入居したときの損害賠償の請求額に係る利率を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。